



乗合タクシー停留所「南川内」を、㊶地点(現在地)から㊷地点へ変更する。
地元からの要望により位置を変更するもの。㊶(現停留所)から㊷(変更地)まで勾配がきつい上り・下り坂があり、乗合タクシーの転回場所が変更地点付近にあるため、㊷地点に停留所を移動する。
また、この地域は自由乗降区間であるため、㊶～㊷間でも乗降可能とする。